

部活動の指導 ガイドライン



栗東市立栗東西中学校

2024年4月

目 次

- 1 栗東西中学校部活規定
 - 1 基本方針
 - 2 共通指導事項
 - 3 具体的方策
 - 4 活動場所・部室について
 - 5 部活動終了時間
 - 6 部活動の規定
 - 7 1年生の入部、2・3年生の継続について
 - 8 部活動担当者について
 - 9 文化体育振興費予算
 - 10 休日及び再登校時の駐輪場所
 - 11 部費について
 - 12 部活動中に発生した事故について
 - 13 その他

- 2 参考資料
 - 事故速報様式

 - 熱中症予防について

 - 滋賀県教育委員会 部活動の指導について

 - 栗東市における部活動の指導ガイドライン

2024年度栗東西中学校部活動に関する規約

1. 基本方針

- ① 部活動は、生徒が個性に応じた文化的・体育的活動を通じ、日常の教育活動では得ることのできない専門的知識・技術を習得する場として、また、自主・自立性や集団規律を獲得する場として大変重要な役割を果たす場である。
- ② 生徒の部活動の所属については、毎年継続の意志を確認する。
- ③ 教師と生徒とのふれあいを大切にしながら、心・知識・技能の向上をはかる。
- ④ 可能な限り教師が部活動の指導に行く時間を確保し、生徒との信頼関係を育てていくよう努める。
- ⑤ 学習と部活動の両立をはかり、有意義な学校生活を送ることができるように努める。
- ⑥ 教師は全員いずれかの顧問として活動していく。(市費講師をのぞく)

2. 共通指導事項

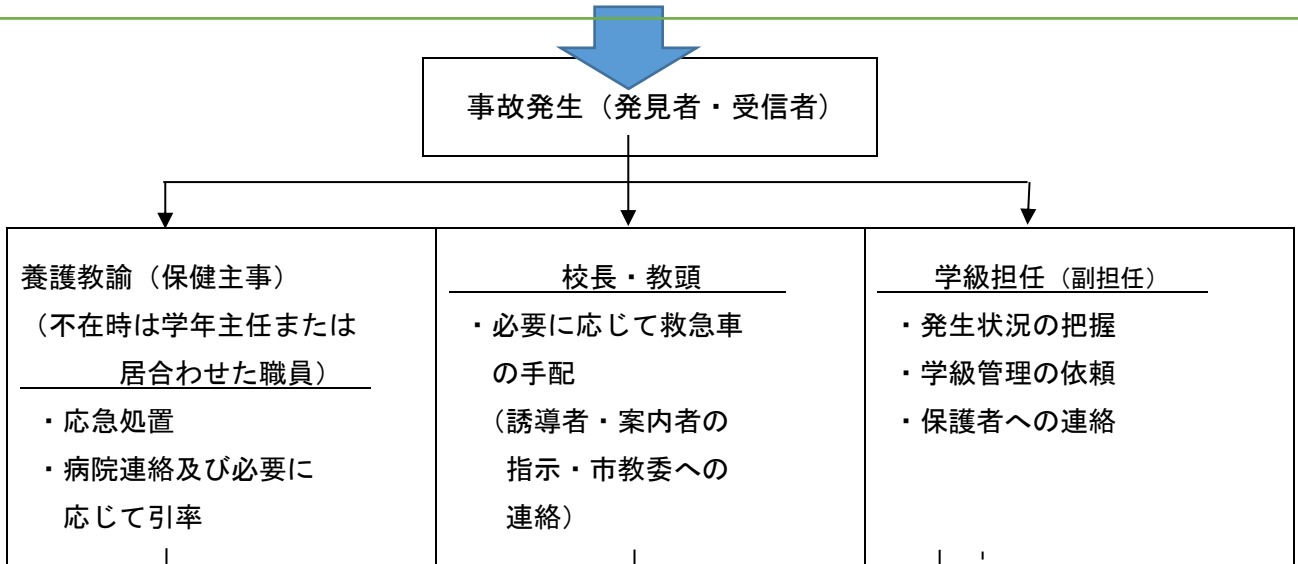
- ① 集団におけるマナーを身につけ、誰にでも気持ちよくあいさつができるように指導する。
- ② あたたかな人間関係を育み、望ましい先輩・後輩の関係づくりを促す。
- ③ 活動開始時刻・終了時刻を守り、自主的・能率的で安全に活動ができるように指導する。
- ④ 施設や用具を大切にし、用具点検・後始末・掃除・戸締まりを確実にするように指導する。
- ⑤ 活動着については、各部活動で許可したもののみを使用するように指導する。

3. 具体的方策

- ① 各部で顧問の役割分担を明確にし、全顧問が部活運営に携わることとする。
- ② 月末に翌月の活動予定表を部活動担当に提出し、各部の動静を全体に周知する。
- ③ 原則、水曜日は、全部活動を停止し、諸会議の優先日とする。ただし、該当週に会議等で部停日があり水曜日に会議等がない場合は、月行事で水曜日を活動日に変更する。また、家庭訪問期間・三者懇談期間中の水曜日については活動日とする。体育館部活は割り当てに従う。
(平日1日かつ土日1日を休みにすることを原則とする)
- ④ 定期テスト1週間前から、テスト終了日までは原則として部活動を停止する。
- ⑤ 土・日・祝日等の休業日について、顧問が指導につけないときは活動させない。
- ⑥ 土曜日および日曜日については、いずれかを活動休止日とする。ただし、大会前などで土日2日間の練習を入れた場合は、2週間前後以内で振りかえの活動休止日を入れる。
- ⑦ 通常日課の平日について、活動時間は概ね2時間以内とする。
- ⑧ 土・日・祝日等の休業日について、活動時間は概ね3時間以内とする。
- ⑨ 中体連もしくは協会主催の公式試合、演奏会等の1週間前については、顧問の申請があれば部停日に活動をすることができる。申請は職員会議等で全体に諮ることとする。ただし、テスト前の部停期間については、顧問が事前に保護者の承諾を得ること。
- ⑩ 平日の16時30分以降は部活動優先とし、原則として学級や生徒会などの活動はしない。
- ⑪ 活動日に会議等がある場合は、部活動終了時刻10分前には会議を一時中断し、参加・活動状況把握と下校指導ならびに活動場所の施錠確認等を行う。
- ⑫ 平日において顧問が活動につけない場合は、その旨を部活担当に報告し、事故等が発生しないよう全職員をあげて万全を期す。
- ⑬ 「朝練習」は行わないこととする。
- ⑭ 午前日課日の昼食および更衣場所は、原則として割り当てられた場所(ベールーム)を使用することとし、顧問が責任をもって指導にあたる。各部顧問間で協議のうえ、柔軟に対応することとする。

- ⑮ 再登校については、登校時間、開始時間を周知させるとともに登下校の方法についても守らせるよう指導する。再登校については、生徒の安全を十分に配慮し、必要最小限に留めること。
- ⑯ 土・日・祝日等の休業日と全校再登校の活動については、自転車登校を許可する。その際、所定の駐輪場所にとめること。ただし、平日の全校一斉ではない再登校時は、授業日の登校方法に準ずる。
- ⑰ やむを得ない事情がある場合、校外活動届の提出をもって、平日における校外での活動を許可する。その際も自転車通学を認めるが、所定の駐輪場所にとめること。

⑱ 軽度の擦り傷や打撲などの処置は、できるだけ救急セット等を各部で準備しおこなうようにする。判断できない怪我の場合や熱中症等で症状が重症化する恐れがある時は、養護教諭に相談する。養護教諭が不在で、緊急の対応が必要な場合は救急車を呼ぶ。（校内救急体制に準ずる）



医療機関

AED 正面玄関前

担架 保健室



<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の状況説明 ・ かかりつけ病院の問い合わせ （ない場合は、校医の病院か総合病院） ・ 来校か来院の有無の問い合わせ ・ 保険証の持参依頼 	保護者への対応内容
---	-----------

AED・担架 新館美術室前

各部共通救急セット 熱中症対策関係

経口補水液
保健室・職員室冷蔵庫



職員室 冷蔵庫横



4. 活動場所・部室について

- ① 指定された活動場所・部室を使用し、活動する。
- ② 部室の鍵は職員室内の管理職机横に保管する。（スペアは事務室保管）
- ③ 定期的に部室の掃除を行うとともに、顧問は週1回程度の割合で部室の使用状況を点検する。
- ④ 校舎内では体育館シューズを着用して活動しない。なお、校舎内でのランニングを禁止する。

5. 部活動終了時刻

原則として、“家が最も遠い生徒が日没までに帰宅できる時間”を目安として部活動終了時刻を設定する。ただし、その日の天候等の状況に合わせて変更することもある。部活動終了時刻の15分後を完全下校時刻とする。完全下校時刻が守れなかった場合については、翌活動日において休業日を問わず部停とする。ただし、対外試合等の予定がある場合は、その翌活動日を対象とする。なお、休業日に対外試合等の場合は、下表に基づきながらも帰宅時刻のおおよそを事前に顧問が生徒（保護者）に伝える。

【部活動終了および完全下校時刻表】

期 間	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月～7月	17:15	17:30
8月	16:30	16:45
9月～秋分の日	17:15	17:30
秋分の日～秋季総体	17:00	17:15
秋季総体～11月	16:45	17:00
12月～1月15日	16:30	16:45
1月16日～3月31日	16:45	17:00

*但し、落雷、豪雨などの気象状況の他、熱中症対策として部活動日、部活終了時間および完全下校時間を変更する場合がある。

熱中症予防に関しては下記の情報サイトを参考に、暑さ指数をもとに翌日の部活動時間を予め制限するなど予防に努める。

●全校一斉の措置をとる場合は安心メールにて部活動時間の変更を保護者へ周知する。

6. 部活動の設定

- ① 新年度の部活動の設定については、4月の職員会議で決定し、原則として正式な活動の開始は顧問決定後とする。（年度末人事で顧問不在となった部は、次の顧問が決定するまで部活担当で指導者を割り当てる。）
- ② 部活動の新設については、次の条件を満たしている場合、職員会議で協議の上、新設を決定するものとする。
 1. 担当しようとする職員がいること。
 2. 新設しようとする部活動の活動場所や用具が確保できること。
 3. 活動を希望する生徒が、最低10人いること、かつ活動を維持していくことのできる人数を上回っていること。運動部の場合は公式試合チーム人数を上回っていること。
- ③ 部活動の廃止については、新設の条件を満たさなくなった場合、職員会議で協議の上、廃部を決定するものとする。なお、廃部となった部員については、転部をすすめることとする。

7. 1年生の入部、2・3年生の継続について

(1) 日程・手順

	1年生	2・3年生
4月10日(水)～ 12日(金)	部活オリエンテーションの動画視聴 (各教室)	継続届の配布
4月15日(月)	体験入部開始(見学可)、入部 届け配布	
4月22日(月)	入部届提出×切、正式入部	継続届×切
4月23日(火)	部活ミーティング(16:00～16:30) 人数確定・報告	人数確定・報告

※ 入部届を提出した時点で本入部扱いとする。

《1年生の完全下校時刻》体験入部期間・・・部活終了16時30分、完全下校16時45分

(2) キャプテン・部長会議・・・生徒の自主性ならびにリーダー性を育てるために適時開催する。

(3) 保護者懇談・三者懇談中の渉外

活動場所別担当 運動場・小体育館：(奥村)(森貞)(谷口)

体育館：(森村)(矢野)(北岡)

格技場・テニスコート・プール：(矢嶋)(藤井)(森田)

校舎内：(木村)(西田)(浜村)(牧)

(4) その他

* オリエンテーションの持ち方については、1学年と相談し部活動担当と協力のもと運営する。

* 部活動懇談会は各顧問が必要に応じて、適切な時期に実施する。

* 部活動見学・体験入部期間中は、活動時間と場所をキャプテンもしくは顧問が部活動黒板に明示する。

8. 部活動担当者について(輪番制)

年度	体育館	外	格技場 小体育館・校舎内
2024	男子バスケ	女子テニス	剣道
2025	女子バスケ	サッカー	家庭
2026	男子バレー	陸上	技術
2027	女子バレー	野球	科学
2028	卓球	水泳	吹奏楽
2029	バトミントン	男子テニス	体操

《担当者の役割》

- ・部員名簿の作成・大会参加生徒確認名簿の作成()
- ・文体費会計()
- ・体育館練習割当()
- ・長期休業中の活動計画作成()
- ・キャプテン会議の開催及び運営、入部・継続・退部手続き()
- * 中体連補助金(出張旅費)の会計は、中体連専門委員在籍部の中から選出する。
2021年(矢野)→2022年(西山)→2023年(福知)→2024年(藤井)

9. 文化体育振興費予算(ユニフォーム等代)の資料

年度	割り当て(青字で1ローテ)	
2024	剣道	テニス(男子)
2025	サッカー①	野球
2026	卓球	バレー(女子)
2027	サッカー②	テニス(女子)
2028	バスケ(男子)①	バスケ(女子)①
2029	水泳	バレー(男子)
2030	バスケ(男子)②	バスケ(女子)②
2031	体操	バドミントン
2032	陸上	剣道
2033	テニス(男子)	サッカー①
2034	野球	卓球
2035	バレー(女子)	サッカー②
2036	テニス(女子)	バスケ(男子)①
2037	バスケ(女子)①	水泳
2038	バレー男子	バスケ(男子)②
2039	バスケ(女子)②	体操

<過去の実績より>

◎ユニフォーム学校持ちの部活動

★隔年で2回の支給

サッカー(前回)2016,2018

バスケ男子(前回)2019,2021

バスケ女子(前回)2019,2021

★1回の支給

バレー男子(前回)2020

バレー女子(前回)2017

野球(前回)2017

体操(前回)2022

◎ユニフォーム個人持ちの部活動

バドミントン(前回)2023

陸上(前回)2023

剣道(前回)2015

水泳(前回)2022

卓球(前回)2018

テニス(男子)(前回)2016

テニス(女子)(前回)2020

10. 休日及び再登校時の駐輪場所

部名	駐輪場所	部名	駐輪場所	部名	駐輪場所
野球	1-5・1-6	水泳	体育館下	吹奏楽	2-5~2-7
サッカー	1-2・1-4	男子バスケ	1-1・3-7	美術	2-5
陸上	2-3・2-4	女子バスケ	3-9・3-10	家庭	2-5
男子テニス	1-8・1-9	男子バレー	3-6・3-8	技術	2-5
女子テニス	1-3・1-7	女子バレー	3-4・3-5	科学	体育館下
剣道	体育館下	卓球	3-2・3-3		
体操	2-1・2-2	バドミントン	2-8・3-1		

※おおよその場所を示してあります。整頓して停められるように工夫すること。

11. 部費等について

参考：(栗東市における部活動のガイドライン)

生徒会予算以外で物品を購入するためや、合宿や大会等の活動費として徴収する部費等については、「学校徴収金の取り扱いに関するガイドライン(平成23年2月18日付け滋教委教総第150号通知)」に沿って、適切な会計処理を行わなければならない。計画的に収支を執行するとともに、保護者の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適正に管理する必要がある。

部費等を徴収する場合は、領収書等を発行するなど入金状況を明確にし、徴収した部費等は金融機関に預けて保管する。また、部費等に係る出納簿を作成し、日ごろから会計の処理内容を明確にする。また、領収書など関係証書類等の整理を行うとともに、少なくとも年1回は保護者に対して監査を伴う会計報告を行う。その際は管理職の承認を得る。

会計簿の作成について

定期的に部費を徴収し部活動については、入金状況を明確にし、通帳・会計簿を管理職、事務の確認を得る。

12. 部活動中に発生した事故について

救急搬送を伴った場合に限らず、今後、関係機関を含めた事後対応が必要になるケースを含めて事故速報を作成し、管理職、市教委へ報告する。なお、経過についてもその都度報告する。

【様式参照】→校内共有→R6→生徒指導→生徒指導校内→事故・不審者等速報→事故

13. その他

体育館および小体育館の部活の練習割り当てについては、顧問が相談の上決定していく。

【参考資料】

幼児・児童・生徒の事故速報						
[交通事故を除く (交通事故は様式1で報告)]						
学校 発生日時	平成 年 月 日 () 時 分	記載者氏名				
発生日時	平成 年 月 日 () (午前・午後) 時 分ごろ					
時間帯	ア 休み時間等の事故(授業中を除く) ※該当に○をつけて下さい	イ 授業中における事故(教科名)				
	ウ 部活動にかかわる事故	エ 登下校時の事故	(交通事故速報は様式1により報告)			
場所			ア 登下校を含む学校管理下 イ 学校管理下外			
事故にあった者	学年・級	氏名(イニシャルで記載)	性別	年齢	(加・減)	備考
	年 級					
	年 級					
【事故発生時の状況等】 ※ 必要な箇所は取囲みを入れて記入する。						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ※事故発生時の状況 ※事故の程度を記入ください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ※加害・被害がある場合は(加) (減)と記入してください </div> </div>						
【けがの状況】 ※ 被害者の状況までできるだけ詳しく記入						
死亡		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生命にかかわる危険な状態 ※該当に○を記入ください。 30日以上の治療を必要とする状態(生命に別状がない) 必要な治療が30日未満 </div>				
重体						
重傷						
軽傷						
【処置の要否および対応、事後指導の内容等】						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○教職員の行動 ○傷病者に対する処置 ○保護者への連絡報告 ○救急搬送の状況 等 を時系列で記入ください。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※下記のような事故が発生した場合は、電話での速報後、FAXを送信する ・生命に関わる場合 ・救急搬送をした場合 ・警察への被害届提出が予想される場合 ・報道される可能性がある場合 ・その他、重大なものと判断された場合 ※下記のような事故が発生した場合は、FAXで速報を送信する ・救急搬送はしなかったが、けがの状況が重傷であった場合 ・保護者が学校の安全管理や指導、事後対応に納得されていない場合 </div>				
【追記・経過】		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童生徒等が怪我をしたことにより、学校の対応が保護者から問われる事案がある中、本課への事故速報がない事案があります。 つきましては、怪我の症状や学校の事後対応により、後にトラブルや裁判となる場合もあることから、上記の基準に沿って報告をお願いします。 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;"> ■氏名については、イニシャルで記載し、固印不要。 </div>						

様式保存 校内共有→生徒指導

【参考資料】

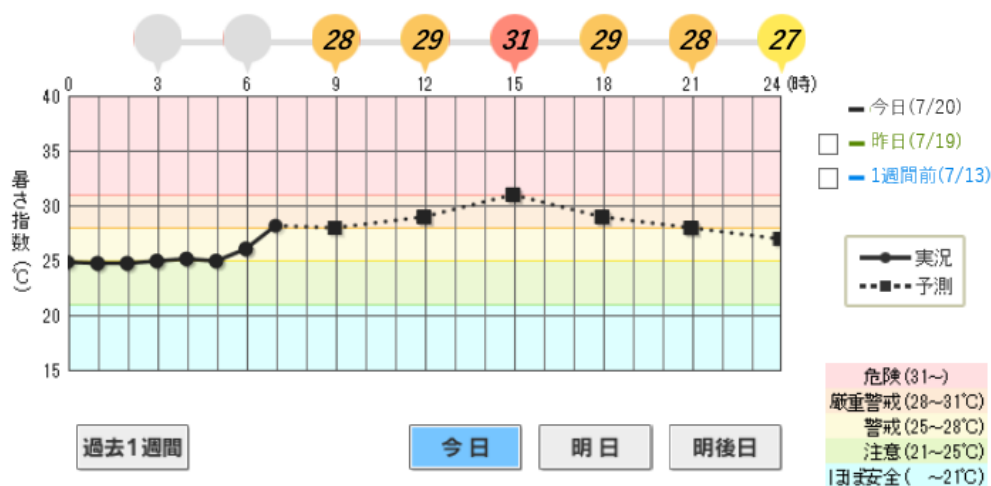
● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子ども場合は中止すべき。
31~35°C	28~31°C	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

● 3日間の予測

	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時
今日(7月20日)			28	29	31	29	28	27
明日(7月21日)	26	25	27	30	31	28	28	27
明後日(7月22日)	26	25	29	31	32	29	27	27



もしかして熱中症？

平成30年7月号

教職員・保護者向け

暑い夏の日、子供たちに次のような症状が見られた場合は、
どう対応すればいいのでしょうか。

めまい・失神・全身倦怠感・
脱力感・吐き気・嘔吐・頭痛・
四肢や腹筋のけいれん（つる）・
筋肉痛

涼しい場所に運び、
座らせる、衣服をゆるめて寝かせる、
脚を上げ水分（0.1%～0.9%程度の
食塩水）を補給する。 ※対応フローは裏面参照

**重症度の
見きわめが大切！**

重症が疑われるときは！

意識障害

- ・うすくまる
- ・応答が鈍い
- ・ふらついてまっすぐ歩けない
- ・言動がおかしい

高体温

死の危険！！

速やかに冷却の処置、119番通報し、一刻も早く病院へ！！

〔体育活動における熱中症予防〕調査研究報告書から

★熱中症は、万一発症した場合でも、迅速かつ適切な措置をとることによって回復できる疾病です。しかし、熱中症による死亡事故は、なくなつてはいません。

こんな死亡事故が発生しています！

ハンドボール部の活動中、運動場で準備運動としてランニングをしていたところ、35分走り終えた時にふらついたので、顧問が日陰に座らせ休ませたが、寝ころんでしまい、自力で給水できず、問いかけにも応えなくなった。すぐに氷で頸部や脇を冷やす等の応急処置を行った。救急車を要請、入院したが、同日死亡した。

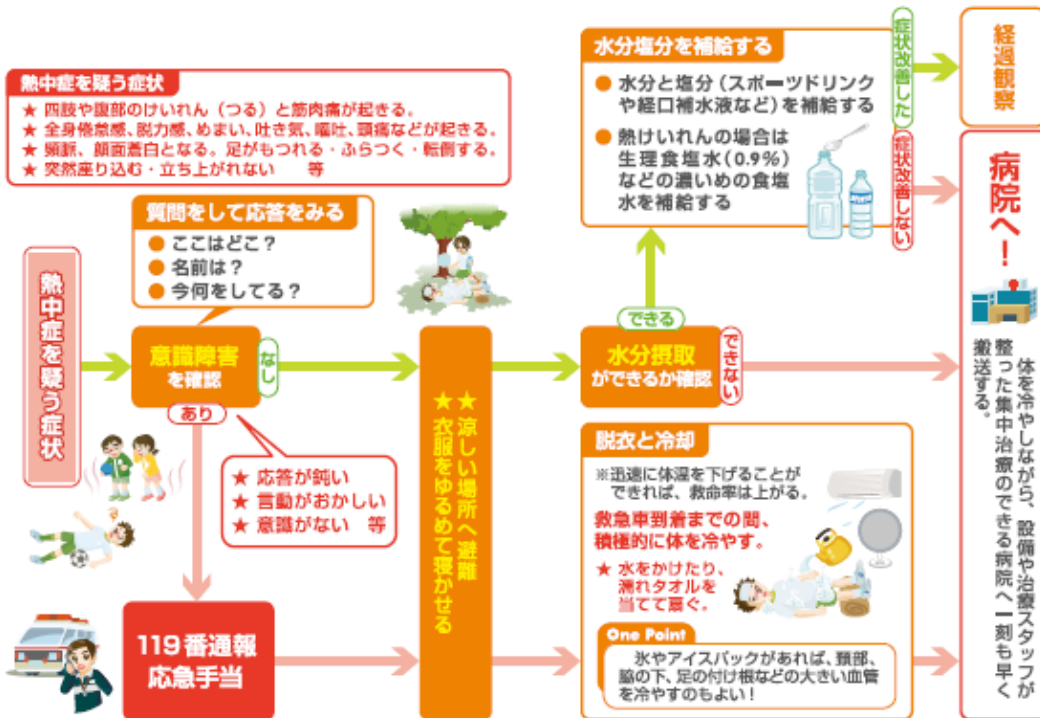
(中1 / 男子)

(学校事故事例検索データベースから)

熱中症対応フロー

平成30年7月号

教職員・保護者向け



11 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されるものではありません。

- ☆ 「懲戒」として「体罰」を行うことは、学校基本法第11条で明確に禁止されている。
- ☆ 生徒に非違行為がない部活動でのプレミスなどは、そもそも「懲戒」の対象ではない。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為となる。
- ☆ 学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されるものではない。体罰等は直接を受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。
- ☆ 校長、顧問その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行うこと。
- ☆ 学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得ること。

<参考>

ア 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導ではあるが体罰ではない例

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。 ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に 参加させる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。
- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日ごろの練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。
- ・ 生徒が顧問の指導に反抗して顧問の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

(運動部活動での指導のガイドライン 平成25年5月 文部科学省 より)